（別紙）根拠法令条項について

- 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第百九条第一項、第百十条第一項、第百十一条、第百十二条第一項、第百十三条から第百十五条まで、第百十六条第一項、第百十七条第一項、第百十九条、第百二十一条第一項及び第百二十二条から第百二十六条
- 漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和五十一年法律第四十三号）第八条第二項
- 水産加工業施設改良資金融通臨時措置法（昭和五十二年法律第九十三号）第二項
- 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）第五条第五項
- 特定農産加工業経営改善等臨時措置法（平成元年法律第六十五号）第六条第二項
- 獣医療法（平成四年法律第四十六号）第十五条第二項
- 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成十一年法律第百十二号）第十一条第二項